

## 2) 環境保全措置の検討

### ① 環境保全措置

本事業計画にあたっての環境保全措置は表 9-10-7 に示すとおりである。

発電所の存在・稼働に伴う煙突等の構造物の存在による日照障害については、煙突高を 35m に設定することによって日影の影響に配慮した設計とするとともに、ボイラー支持架構などの高さのある建物を計画地南側(山側)へ配置することにより最大日影の範囲を低減することによって、日照障害による環境への影響は低減される。

表 9-10-7 環境保全措置

環境保全措置	環境保全措置を行うこととした理由	効果	効果の種類		
			回避	低減	代償
煙突高による日照障害への配慮	煙突高を検討した3案の内、最も低い35mに設定することによって、日影の影響低減できるため。	煙突高を抑制することによる日照障害の低減		○	
建物の配置による日照障害への配慮	ボイラー支持架構等の高さのある建物を計画地南側(山側)へ配置することにより最大日影の範囲が低減できるため。	建物の配置による日照障害の低減		○	

## 3) 評価

### ① 評価方法

#### ア. 回避・低減の観点

評価の方法は、現況調査及び予測結果並びに環境保全措置の内容を踏まえ、発電所の存在・稼働に伴う煙突等の構造物の存在による日照障害の影響が、回避または低減されるかどうかを明らかにした。

#### イ. 基準・目標との整合の観点

予測結果に基づき、設定した基準・目標等と整合が図られるかどうかを明らかにした。

設定した基準・目標は、表 9-10-8 に示すとおりである。ただし、日照障害については基準が定められていないため、現在の日影の状況と予測結果に大きな変化が見られないことを目標とする。

表 9-10-8 発電所の存在に伴う日照障害に係る整合を図るべき基準・目標等

項目	整合を図るべき基準・目標等
発電所の存在に伴う日照障害の影響	現在の日影の状況と予測結果に大きな変化が見られないこと。

## ② 評価結果

### ア. 回避・低減の観点

予測地点における建物及び煙突の日影は、煙突高が 35m 及び 50m の場合には、いずれの時刻においても笹子川の河川敷の範囲内である。煙突高が 70m の場合には、10～13 時は笹子川の河川敷の範囲内であるが、9 時で 40m、日の入り直前の 14 時 30 分には最大 60m 河川敷の範囲を超えて影が入る。ただし、煙突本体の幅は最大 3m 程度であり、日影の継続時間は 5 分程度と短い。

また、煙突高を検討した 3 案 (35m、50m、70m) の内、最も低い 35m に設定することによって、煙突の影の到達範囲は笹子川の河川敷内にとどまるとともに、日影の継続時間が 8 分程度と短いことから、煙突の日影の影響は低減される。

### イ. 基準・目標等との整合の観点

予測結果では、煙突高を検討した 3 案 (35m、50m、70m) の内、最も低い 35m に設定することによって、煙突の影の到達範囲は笹子川の河川敷内にとどまるとともに、日影の継続時間は 8 分程度と短い。さらに、計画地周辺は南側を中心に東・西側にかけて山地・丘陵に囲まれているため、太陽高度が低い時間帯では陽が射しにくい地形であり、日影の影響を受けにくい地域である。

したがって、現在の日影の状況と予測結果には大きな変化が見られず、「現在の日影の状況と予測結果に大きな変化が見られないこと。」という目標との整合が図られる。

